

2008年6月2日、安全保障理事会第5902回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアの情勢に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長の諸声明を想起し、

船舶に対する海賊行為および武装強盗の行為が、ソマリアに対する人道援助の迅速、安全かつ効果的な引渡、商業海上交通路の安全および国際航行に与える脅威を深く懸念し、

とりわけソマリア沖の水域における海賊行為および武装強盗が継続している証拠を提供している、2005年以降の国際海事機関（IMO）からの四半期報告書に安保理の懸念を表明し、

海賊行為および武装強盗ならびにその他の海洋での活動と戦うための適用可能な法的枠組を規定した1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」）に反映された国際法を確認し、

条約を含む、海賊行為の抑制に関する国際法の関連規定を再確認し、これらの条項が、海賊行為に従事しているかまたはその疑いのある船舶に乗船し、搜索しおよび拿捕することを含むが、それに限定されず、公海または国家の管轄権外のその他の場所において、海賊行為の可能な最大限の制圧のための協力、およびそのような行為に従事した者を訴追する目的で逮捕するための協力に関する指針を規定していることを想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ソマリアにおける危機的状況、および海賊を阻止若しくは巡回するためおよびソマリア沖の国際的航路若しくはソマリア領海のいずれかの安全を確保するための暫定連邦政府（TFG）の能力の欠如を考慮し、

世界食糧計画により運航されていた船舶と多数の商船に対する攻撃や乗っ取りを含む領海内とソマリアの沿岸沖の公海における、船舶に対する最近の攻撃や乗っ取りの事件およびソマリア人民に対する食料支援やその他の人道支援の迅速、安全かつ効果的な引渡に対する攻撃の深刻で有害な影響ならびに船舶、乗組員、乗客および積荷に与える深刻な危険を憂慮し、

ソマリア沖の海賊問題に関する2007年7月5日および2007年9月18日付IMO事務総長発事務総長宛て書簡および、これらの行為が起きている場所に関わりない船舶に対する海賊および武装強盗の行為を、国際法の規定内で、防止し抑制するための取り組みを強化することを各政府に強く求めたIMO総会決議A. 1002 (25) に留意し、2007年7月10日のIMOと世界食糧計画の共同コミュニケを想起し、

ソマリアの暫定連邦政府（TFG）がこの問題に対する国際的な支援を必要とし且つ歓迎することを報告した安全保障理事会議長宛の2007年11月9日の事務総長書簡に留意し、

海運および航海の安全な実施のためソマリアの沿岸沖の領海および国際的な水域の安全を確保するために緊急の支援を求めるTFGの一致した意見を安全保障理事会に伝える2008年2月27日付のソマリア共和国国際連合常駐代表部から安全保障理事会議長への書簡を更に留意し、

ソマリアの領海およびソマリア沖の公海における船舶に対する海賊行為および武装強盗の事件が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けているソマリアの事態を激化させていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. ソマリアの領海および沿岸沖の公海における船舶に対する海賊行為および武装強盗の全ての行為を

非難し且つ憂慮する。

2. 海軍艦艇および軍用航空機がソマリアの沿岸沖の公海および空域において活動する国家に対し、海賊行為および武装強盗の行為に対し警戒することを促し、この文脈から、とりわけソマリア沖の商業海洋航路の使用に関与している国家に対し、TFGと協力して海賊行為および海上武装強盗の行為を防ぐ努力を増大し且つ調和させることを奨励する。
3. 全ての国家に対し、互いに、IMOとまた、適切な場合には、関連する地域的機構と協力し、および領海内およびソマリアの沿岸沖の公海における海賊行為および武装強盗の行為についての情報を享有し、ならびに関連する国際法に従って海賊若しくは武装強盗により脅されているか若しくは攻撃されている船舶に対し支援を与えることを促す。
4. 更に国家に対し、IMOを含む関与している機構と協力して活動し、自国旗を掲げる権利を有する船舶が、適切な指導および回避、逃避および防衛技術に関する訓練を受けることを確保し、起こり得る区域を避けることを促す。
5. 国家およびIMOを含む利害関係機構に対して、ソマリアおよび近隣海岸線沖の海賊行為および武装強盗と戦うことを含む、沿岸および海上の安全を確保するこれら諸国の能力を高めるためにこれら諸国の要請に応じてソマリアおよび近隣沿岸諸国に対して技術援助を提供することを求める。
6. 決議 733 (1992) の第 5 項により課せられまた決議 1425 (2002) の第 1 項および 2 項で詳述された措置は、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および第 12 項に規定された手続に従って、これらの措置から免除された上記第 5 項に規定された目的のみでのソマリアへの技術援助の供給には適用されないことを確認する。
7. 本決議の日から 6 か月間、ソマリアの沖で海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに TFG と協力する国家は、TFG により事務総長に対し事前の通知により、以下のことを行うことができることを決定する。
  - (a) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、海賊行為および海上武装強盗を抑圧する目的でソマリアの領海に入ること
  - (b) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、ソマリアの領海内で、海賊行為および武装強盗の活動を抑圧するために必要なあらゆる方法を使うこと
8. 協力する国家に対し、第 7 項の権限に従って着手した活動は、第三国の船舶の無害通航権を否定若しくは損なう実質的な効果を与えないことを保証するために適切な措置を講じることを要請する。
9. 本決議で与えられた権限は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関しては条約のもとでの何らかの権利若しくは義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利または義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調し、また、この権限は TFG の同意を伝える 2008 年 2 月 27 日付のソマリア共和国国際連合常駐代表部から安全保障理事会議長への書簡の受領後に生じたことを更に確認する。
10. 国家に対し、上記第 5 項および第 7 項に従って取られた活動をその他の参加国と調整することを求める。
11. 全ての国家、とりわけ旗国、港湾国および沿岸国、犠牲者および犯罪者または海賊行為および武装強盗の国籍国ならびに国際法および国内法のもとで関連する管轄権をもつその他の国に対し、国際人権法を含む適用可能な国際法に従ってソマリア沖の海賊行為および武装強盗の行為に対し責任を有する人々の裁判、捜査および起訴に協力すること、および、本決議のもとで実行された活動の結果と

しての被害者および証人ならびに勾留された人のような、諸国の管轄権や管理のもとにある人々に精神的物質的援助を提供することにより、その他の行動を含め、支援を与えることを求める。

12. TFG と協力する国家に対し、上記第7項で与えられた権限の行使で取られた行動の進展を3か月以内に安全保障理事会に報告することを要請する。
13. 事務総長に対し、本決議の採択から5か月以内に、本決議の履行およびソマリア沖の公海および領海における海賊行為および武装強盗に関する情勢について、安全保障理事会に報告することを要請する。
14. IMO の事務局長に対し、海賊行為および武装強盗に関する情勢についての、現存する二国間と地域的な協力協定を十分に考慮して全ての影響を受ける沿岸諸国の合意により彼の注意が喚起された事件の主要部分を安保理に説明することを求める。
15. 情勢を再検討し、TFG の要請に基づいて追加的な期間上記第7項で与えられた権限を更新することを、適切な場合には、考慮する安保理の意図を表明する。
16. この問題に引き続き取り組むことを決定する。